

台湾 FIT 誘客促進事業における販路基盤整備業務委託事業者募集要領

令和4年度「地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業」で造成したアドベンチャーコンテンツやプログラム（アクティビティ）等を改良して、インバウンドに訴求するトラベル（ツアー）等商品の造成、恒常的な海外市場への販路形成、販売チャンネルの拡大、商品プロモーション促進等の販路基盤の構築により、今後増加が見込まれるインバウンドの栗原地域への誘客促進及び長期滞在等による観光消費額の増加並びに豊かな自然の保全及び活用の好循環による持続可能な地域の創造を図る。

1 委託事業名

台湾 FIT 誘客促進事業における販路基盤整備業務

2 事業内容

台湾 FIT 誘客促進事業における販路基盤整備業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和6年2月9日（金）まで

4 事業費（委託上限額）

3,397,000円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額を含む。）

5 応募資格

以下の（1）から（7）までに掲げる要件の全てを満たすものとする。

- （1）宮城県内に本社、支社、営業所又はこれに類する事業拠点を有し、台湾 FIT 誘客促進事業における販路基盤整備業務に取り組むことができる法人又は団体等で、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。なお、共同体の場合は、構成員間における協定書等において、事故が起きた場合等の責任の所在が明確になっていること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加資格）の規定に該当しないこと。
- （3）宮城県税及び消費税等を滞納していないこと。
- （4）宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）の別表各号に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。
- （5）宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

(6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。

(7) 宗教団体（宗教法人（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。

6 スケジュール

募集開始から契約締結、業務着手から完了に至るまでの予定は下表のとおりである。

| | |
|-------------|----------------------------------|
| 企画提案の募集開始 | 令和5年7月21日（金） |
| 質問受付 | 令和5年7月21日（金）から 令和5年7月31日（月）まで |
| 質問への回答 | 令和5年8月2日（水）までに回答 |
| 企画提案書の提出期限 | 令和5年8月4日（金） |
| 企画提案書の面接審査 | 令和5年8月9日（水）※予定 |
| 審査結果の通知 | 令和5年8月中旬 ※予定 |
| 契約の締結及び業務開始 | 令和5年8月下旬 ※予定 |
| 業務完了期限 | 令和6年2月9日（金） |

7 応募に係る提出書類

提出部数は各1部とするが、(2) 企画提案書のみ5部提出すること。

(1) 台湾 FIT 誘客促進事業における販路基盤整備業務委託応募提出書（様式第1号）

(2) 企画提案書（様式第2号）

(3) 業務経費見積書（任意様式）

(4) 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第3号）

(5) その他添付書類

イ 定款等（法人格を有しない場合は、運営規則等）の写し

ロ 法人にあつては、法人の登記事項証明書（3ヶ月以内に取得したもの）

ハ 役員名簿

ニ 事業者（連携する事業者も含む）の組織体制や業務の内容を表すもの（概要、パンフレット等）

ホ 本業務受託時の執行体制図

ヘ 直近1年の事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表、損益計算書

ト その他、県が必要と認める書類（指示した場合のみ提出）

8 応募方法

(1) 提出場所

〒987-2251

栗原市築館藤木5-1 宮城県栗原合同庁舎
宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所地方振興部商工・振興班
(電話：0228(22)2195、ファクシミリ：0228(22)6284)

(2) 提出期間

令和5年7月21日(金)から令和5年8月4日(金)午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は書留郵便により令和5年8月4日(金)午後5時必着とする。

(4) 募集に関する質問の受付及び回答

本事業に関する質問は、質問書(様式第4号)により受け付ける。口頭及び電話による質問については応じない。

イ 質問受付期間

令和5年7月21日(金)から令和5年7月31日(月)午後5時まで

ロ 提出方法

電子メールとし、件名を「台湾FIT誘客促進事業における販路基盤整備業務 企画提案に関する質問」とすること。

ハ 提出先

宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所地方振興部

nh-khsinbk@pref.miyagi.lg.jp

ニ 質問への回答

令和5年8月2日(水)午後5時までに、宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所地方振興部のホームページ(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nh-khsgsin-e/sales-channel-development.html>)へ随時掲載する。ただし、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は、当該質問者のみに電子メールで回答する。また、質問の内容によっては回答しないことがある。

9 委託先の選考方法

(1) 審査方法

台湾FIT誘客促進事業における販路基盤整備業務委託事業者選考委員会(以下、「選考委員会」という。)において、面接審査(令和5年8月9日(水)予定)を行い、応募各者に説明を求めた上で、提出書類を審査する。

(2) 審査内容

審査は、下記の評価項目、評価基準により100点満点で行うものとし、各項目の配点は以下のとおりとする。

イ 業務実施体制 30点

(イ) 業務執行能力があるか (10点)

(ロ) 業務実施体制を確立しているか (10点)

(ハ) 業務実施のスケジュールは適切か (10点)

ロ 企画提案内容 60点

(イ) 仕様に沿った内容となっているか (10点)

(ロ) 台湾 FIT 向けの販路基盤整備が期待できるか (20点)

(ハ) 専門家の選定理由が明確か (10点)

(ニ) 業務目標は定められているか (10点)

(ホ) 業務遂行後の継続性、発展性が期待できるか (10点)

ハ 業務経費 10点

・提案内容に応じた事業規模の所要額が適正に見積もられているか (10点)

(3) 委託候補者の選定方法

イ 委員は、評価項目ごとに採点した点数を合計の上、評価合計点が60点以上の企画提案者の評価合計点を比較し、最も合計点が高い企画提案者から順に順位点を付ける。順位点は、1位5点、2位3点、3位1点、4位以下は0点とし、評価合計点が60点未満の場合は0点とする。

なお、評価合計点が同点の場合であっても、総合的な優劣を判断し、順位付けを行うこととする。

ロ 各委員の上記イの順位点の合計が最も高い企画提案者を委託候補者として選定する。

ハ 順位点の合計が同点の企画提案者が複数ある場合は、提出した見積書の金額が最も少額である者を委託候補者として選定する。また、合計点及び見積書の金額が同じとなった場合は、選考委員会において総合的な優劣を協議し、委託候補者を選定する。

二 企画提案者が1者の場合であっても審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、業務委託候補者として選定する。また、業務を適切に実施できないと判断される場合は、再度、企画提案者を募集するものとする。

なお、応募者が多数となった場合は、面接審査を行う前に、書面により審査を行う場合がある。おって、面接審査に係る経費は応募者の負担とする。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、応募者全員に文書により通知する(令和5年8月中旬予定)。

(5) 委託候補者の選定の取消

次の場合は、業務委託候補者の選定を取り消し、(3)による順位点の合計が次点の者を契約予定者とする。

イ 業務委託候補者が辞退した場合。

ロ 入札参加登録簿に登録されている業務委託候補者が、5により委託契約を締結するまでの間に登録を抹消された、又は入札参加資格制限を受けた場合。

1 0 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 応募資格を満たさなくなった場合又は応募資格を満たさないことが判明した場合
- (2) 応募書類や提案内容に虚偽があることが判明した場合
- (3) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合。
- (4) 本募集要項等の規定に従っていない場合。
- (5) 9に示す面接に参加しなかった場合。
- (6) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合。
- (7) 企画提案に関する手続きの公正な執行を妨げた場合。
- (8) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合。

1 1 その他留意事項等

- (1) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、県は本公募型プロポーザル方式による本業務の実施を延期又は取りやめることがある。
- (2) 業務委託候補者に選定された者については、協議の上宮城県財務規則等の規定に基づき委託契約を締結する。
- (3) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者間で協議の上、決定する。また、県との間で本業務の委託契約が成立した場合、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。
- (4) 業務委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付すること。ただし、財務規則第98条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (5) 審査結果及び選定事業者名を県のホームページで公表する。
- (6) 提出された書類は、原則、業務委託候補者の選定以外に使用しない。
- (7) 提出された書類は、選定事務等必要な範囲で複製することがある。
- (8) 提出された応募書等の書類は返却しない。
- (9) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは原則として認めない。
- (10) 企画提案の提出後、内容について説明を求めることがある。
- (11) 企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (12) 応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面にて提出すること（様式第5号）。
- (13) 提出された企画提案書等は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。

(別表1) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱

| 措 置 要 件 |
|--|
| 1 登録業者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。 |
| 2 登録業者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）の威力を利用するなどしていたと認められるとき。 |
| 3 登録業者又はその役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。 |
| 4 登録業者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 |
| 5 登録業者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。 |

注) 使用人が、登録業者のために行った行為は、登録業者の行為とみなす。